

沖縄地域インターンシップ推進協議会設置要領

[平成26年(2014年)8月1日制定]

(名称)

第1条 本会は、「沖縄地域インターンシップ推進協議会」(以下「推進協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、沖縄県内の高等教育機関と地域産業界等が相互に交流を図り、「沖縄型」就労事情に沿ったインターンシップ推進体制を整備するため、インターンシップ等支援組織(地域経済団体・行政機関・民間団体・NPO法人等)との連携強化を基に、インターンシッププログラムを提供する仕組み(プラットフォーム)を確立し、併せてインターンシップ推進に関する情報交換及びインターンシップの普及・推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) インターンシップの実施計画の策定に関すること。
- (2) インターンシップの調査に関すること。
- (3) インターンシップ事業の実施状況及びその報告に関すること。
- (4) インターンシップ情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 推進協議会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、幹事校の事業推進責任者(琉球大学キャリア教育センター長)をもって充てる。
- 3 委員は別表の通りとし、幹事校及び連携大学・短期大学、並びにインターンシップ等支援組織から選任された者、及び学識経験者若干名とする。
- 4 前項にかかわらず、会長は、必要と認める者を新たに委員として加えることができる。

(会長)

第5条 会長は、推進協議会を総括する。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第6条 推進協議会(会議)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 推進協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合は代理人を出席させることができるとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(専門委員会)

第7条 推進協議会の下に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(任期)

第8条 推進協議会委員の任期は、2年間とする。

- 2 推進協議会会長及び委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局は、琉球大学キャリア教育センター内に置く。

- 2 事務局に琉球大学職員及び非常勤職員を配置する。
- 3 推進協議会の庶務は、事務局が処理する。
- 4 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、推進協議会の議を経て会長が行う。

附 則

- 1 この要領は、平成26年(2014年)8月1日から施行する。
- 2 本要領の制定当初の推進協議会委員及び部会員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成28年(2016年)3月31日までとする。
- 3 第4条第4項に基づく新たな委員の任期は、前項を準用する。

附 則 (平成27年3月26日)

- 1 この要領は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項(別表)に基づく新たな委員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成28年(2016年)3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月11日)

- 1 この要領は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項(別表)に基づく新たな委員の任期は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、平成30年(2018年)3月31日までとする。

附 則（平成28年5月9日）

- 1 この要領は、平成28年（2016年）5月9日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項（別表）に基づく新たな委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成30年（2018年）3月31日までとする。

別表（第4条関係） 沖縄地域インターンシップ推進協議会委員

NO	区 分	構成大学及びインターンシップ等支援組織	被選任者	備考
1	幹事校	琉球大学	キャリア教育センター長	会長
2	〃	〃	学生部長	
3	連携大学	名桜大学	学生部長	
4	〃	沖縄大学	学生部長	
5	〃	沖縄リサ教学院大学・沖縄リサ教短期大学	学生支援部長	
6	〃	沖縄国際大学	学生部長	
7	〃	沖縄県立芸術大学	学生部長	
8	〃	沖縄女子短期大学	学生支援部長	
9	学校関係団体	沖縄県専修学校各種学校協会	会長	
10	地域経済団体	沖縄県中小企業家同友会	専務理事	
11	〃	在沖米国商工会議所	会頭	
12	行政機関	内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	課長	
13	〃	沖縄労働局職業安定部職業安定課	課長	
14	〃	沖縄県商工労働部 雇用政策課	課長	
15	学識経験者	大学・短期大学		若干名
16	その他、会長が必要と認める者			若干名